

一般財団法人 社会変革推進財団 倫理に関する規程
(2019年10月1日改定)

第1条（目的）

一般財団法人社会変革推進財団（以下、「本法人」という）は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重要な責務を負っていることを認識し、社会の期待に相応しい事業を運営しなければならない。

第2条（適用範囲）

本規程は、次に掲げる者（以下、合わせて「役職員」という。）に適用する。

- (1) 本法人の役員等（定款第23条に規定する理事及び監事、並びに定款第11条に規定する評議員をいう。）
- (2) 本法人の職員（定款第37条に規定する事務局職員をいう。）

第3条（基本的責務）

役職員は、常に公正かつ誠実に事業を運営し、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

第4条（私的利益の禁止）

役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務上の権限や地位を私的な利益を図るために利用することがあってはならない。また、役職員は、取引先などから、社会常識を超える接待を受け、または金銭・物品を受け取ってはならない。

第5条（利益相反の防止及び開示）

- (1) 役職員は、その職務の執行に際し、本法人と利益が相反する可能性がある場合は、直ちにその事実を本法人に対し開示し、その他本法人が合理的に要請する手続に従わなければならない。
- (2) 本法人は、利益相反に該当する事項について、定期的に役職員の自己申告を実施した上で、内容確認を行い、迅速な発見及び是正を図るものとする。

第6条（情報開示及び説明責任）

本法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、活動状況、運営内容、税務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信用の向上に努めなければならない。

第7条（個人情報保護）

役職員は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利を尊重しなくてはならない。

第8条（研鑽）

役職員は、前文に示される本法人の目的実現のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

第9条（規程遵守の監視）

本法人は、必要があるときは、理事会の決定に基づき委員会を設置し、本規程の遵守状況を監視する。

第10条（細則）

本規程を実施するために必要な事項については、理事長が別に定める。

第11条（改廃）

本規程の改廃については、理事会が決定する。

附 則 （平成30年9月20日）

本規程は、一般財団法人社会変革推進機構の登記の日（平成30年9月20日）から施行する。

附 則 （2019年4月23日）

本規程の一部改正は、2019年4月23日から施行し、2019年4月1日から適用する。

附 則 （2019年10月7日）

本規程の一部改正は、2019年10月1日から施行する。